

次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務
委託事業者募集要領

1. 業務概要

(1) 業務名

次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務

(2) 業務の目的

八尾市こどもいきいき未来計画（以下、「現計画」という。）は、本市のこども・若者が健やかに成長できるよう、こどもの健全育成と子育て支援、若者支援を切れ目なく総合的に推進するため、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画（「第2期八尾市次世代育成支援行動計画」）に、子ども・子育て支援法第61条に規定する法定事業計画である市町村子ども・子育て支援事業計画（「第2期八尾市子ども・子育て支援事業計画」）や子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画などこども・若者にかかるその他の計画を包含し、令和2年3月に策定したものである。

一方、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法（以下、「法」という。）が令和5年4月1日に施行され、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされている。

以上の状況を踏まえ、本業務は、令和7年3月末をもって現計画が終了することに伴い、計画期間を令和7年度からの5年間とし、現計画を引き継いだうえで、法第10条第2項に規定される市町村こども計画として位置づける次期計画を策定するため、アンケートによるニーズ調査、その調査結果やその他の本市提供データを基にしたデータ分析及び計画策定の基礎資料となる現状分析、課題把握、人口及びニーズ推計等次期計画を策定するにあたり必要な支援を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務委託仕様書」のとおり。

※仕様書の内容は現時点のものであり、今後、国の方針等示される中で、協議の上変更する可能性がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

契約締結日は、令和5年6月下旬頃を予定している。

2. 予算（見積限度額）

金9,356,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項すべてに該当すること。

- (1) 八尾市財務規則第 98 条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触しないこと。
- (4) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止（以下、「入札参加停止措置」という。）及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置（以下、「入札等排除措置」）を受けていないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同上第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- (6) 平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、市町村子ども・子育て支援事業計画など子育て世帯への施策を含む計画の策定及びニーズ調査業務を請け負った実績を有していること。

4. 契約までのスケジュール

令和 5 年 5 月 8 日（月）募集要領等の公表

令和 5 年 5 月 12 日（金）質問受付期限

令和 5 年 5 月 15 日（月）質問回答期限

令和 5 年 5 月 19 日（金）提案参加申込書等の提出期限

令和 5 年 5 月 22 日（月）提案参加資格結果通知

令和 5 年 5 月 23 日（火）提案書等の提出期限

令和 5 年 6 月 2 日（金）書類審査結果の通知

令和 5 年 6 月 8 日（木）プレゼンテーション審査

令和 5 年 6 月 14 日（水）審査結果の通知

※審査結果の通知後、業務受託候補者と打ち合わせを行い、契約を締結する。

5. 募集要領等の配布方法

八尾市ホームページからダウンロード。参加申込書等応募に関する様式等についても、ホームページからダウンロードすること。

6. 募集要領等に関する質問・回答

募集要領等に関する質問は、質問票（様式第 2 号）を期日までに電子メールにより提出すること。電話等その他の方法による質問は一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 15 日（月）までに本市ホームページに掲載する。

- ・質問受付期間：令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 5 年 5 月 12 日（金）午後 5 時まで

- ・提出先メールアドレス：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp
(八尾市こども若者部こども若者政策課)
- ・八尾市ホームページURL：https://www.city.yao.osaka.jp/0000068535.html

7. 参加申込

提案に参加を希望する者は、事業提案参加申込書（様式第1号）及び添付書類（「添付書類」は該当する者のみ）を指定する期日までに持参により提出すること。なお、提出の際には、「3. 参加資格要件」（6）に該当する業務の契約書及び同業務の完了を確認できる書類の写し（過去に市町村子ども・子育て支援事業計画など子育て世帯への施策を含む計画の策定支援及びニーズ調査業務を請け負った実績を有していることがわかるもの）を添付すること。

- ・受付期間：令和5年5月8日（月）から令和5年5月19日（金）午後5時まで
- ・受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ・受付場所：八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階
八尾市こども若者部こども若者政策課
- ・結果通知：令和5年5月22日（月）に電子メールにより通知

8. 提案の方法

(1) 提案書の提出について

業務提案にあたっては、以下の書類を令和5年5月23日（火）午後5時までに、八尾市こども若者部こども若者政策課へ持参により提出すること。

- ① 提案書（表紙）（様式第3号） 1部
- ② 提案書別紙（様式第4号） 原本1部＋副本10部
- ③ 提案概要書（任意様式） 原本1部＋副本2部
- ④ プレゼンテーション資料（任意様式） 原本1部＋副本10部

後述するプレゼンテーションにおいて、②以外の資料を用いる場合は、その資料を提出すること。

- ※ 提案書副本、提案概要書副本及びプレゼンテーション資料副本には、事業者名を記載しないこと。
- ※ 提案書は表紙を除き、片面換算で20ページ以内、概要提案書は片面換算で4ページ以内、プレゼンテーション資料を用意する場合は、片面換算で4ページ以内とする。
- ※ 提案概要書は情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなるため、ノウハウや個人情報にかかる内容等公開することにより不利益が生じる恐れがある内容については、記載しないこと。また、簡潔明瞭に作成すること。

(2) 提案書の内容

提案書は、下記の項目について所定の様式に基づき記載すること。

項目	記載内容
1. 業務の実施体制	実施体制について、人員配置、指揮体制等。 配置予定者が本業務と並行して担当する予定の業務の量。
2. 法人の業務実績	市町村子ども・子育て支援事業計画など子育て世帯への施策を含む計画の策定及びニーズ調査業務の経験及び実績。
3. 配置予定者の実績と業務遂行に必要な能力	配置予定者の氏名と、その職員における市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定及びニーズ調査業務の経験及び実績。 配置予定者の保有資格。
4. 本市の子育て支援施策の状況等への理解・分析	本市の子育て支援施策の状況・特徴及び課題。 次期計画策定に関する考え方。
5. 次期計画策定につながるニーズ調査に関する提案等	業務の実施方針、実施手順、その他の提案事項等について下記を踏まえて記載。 (1) 本市の現状、近年の社会の動向やこどもを取り巻く状況等を踏まえ、盛り込むべき設問についての提案 (2) 調査結果の分析方法、分析からの課題抽出方法等 (3) 調査票の回収率を向上するための工夫や提案
6. こどもの意見反映に関する取組みの提案	法第 11 条に基づくこどもの意見やアイデアを広く聴取するための取組みの企画・運営・実施についての提案。また、聴取した意見等の整理・分析・利活用方法。
7. 次期計画等の効果的な周知・発信	次期計画等が、こどもを含むすべての市民に広く伝えるための工夫や方策。
8. スケジュール	具体的なスケジュール。
9. 経費	提案内容を実施するために必要な経費を経費見積書として別添。なお、提案概要書については、見積額の合計のみを記載し、見積書の添付は省略すること。

- ※ 次のいずれかに該当する提案書は無効とする。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ・ 提案内容に虚偽がある場合
 - ・ 提案者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ※ 提案書及び提案概要書は、一括して持参により提出する。分割提出は認めない。
- ※ 審査の公平性を期すため、事業者名等が特定される記述は必ず避けること。
- ※ 1 事業者につき 1 提案とする。
- ※ 提出期限後の追加及び修正は原則認めない。

9. 選定方法

選定については、「八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務委託事業者選定会議」(以下、「選定会議」という。)において、評価基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を業務受託候補者(優先交渉権者)として選定する。

ただし、事業者選定までに、この募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

提案者が6者以上の場合は、書類審査の結果により上位5者に対して、プレゼンテーション審査を行うこととし、書類審査結果については、令和5年6月2日(金)にすべての提案者に対し、電子メールにて通知する。

また、プレゼンテーション審査を行う者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等詳細についても知らせる。

提案者が1者の場合においても評価基準に照らして、選定会議において総合的に評価を行う。

- ・プレゼンテーション審査の日程：令和5年6月8日(木)

※日時・場所等の詳細については提案者に別途通知する。

- ・プレゼンテーションの実施方法：説明は、事前に提出した資料に沿って行うこと。説明時間は10分以内とし、その後15分間の質疑応答を予定。なお、プレゼンテーションに参加できる人数は2名以内とする。

10. 評価基準と業務受託候補者の選定

別紙 次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務優先交渉権者選定基準のとおり

11. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に業務受託候補者名を公表する。なお、プレゼンテーション審査を受けたすべての提案者へは、郵送により審査結果を通知する。

12. その他

(1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合
- ・経費が、見積限度額を超えている場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・参加資格要件を満たさなくなった場合

- ・評価点の合計が、選定会議出席委員持ち点総合計の60%に満たない場合

(2) その他

- ・提出書類は提案者へ返還しないものとし、当該業務に係る審査以外には使用しない。
- ・提出書類等は開示請求があった場合には、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に基づき、対象文書として公開する場合がある。事業者の独自技術等公開になじまない内容は、提案者の判断により提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案として差し支えない。
- ・提出書類等の作成及び提出に関するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・参加を取り下げの場合は、速やかに文書（任意様式）にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはしない。
- ・選定会議において決定された業務受託候補者と、随意契約に向けた交渉を進めることとするが、交渉が整わない場合は、あらためて次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する場合がある。
- ・実際に契約を締結する際には、仕様書等の内容が一部変更となる場合がある。
- ・業務の履行にあたっては、第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務全体に影響を及ぼさないときはこの限りでない。
- ・業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は、契約締結しない。
- ・暴力団員又は暴力団員密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しない、また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除する。
- ・その他必要な事項は、選定会議の審査を経て決定するものとする。

13. 問合わせ先

八尾市子ども若者部子ども若者政策課子ども若者政策係

連絡先：TEL 072-924-3988 / FAX 072-924-9548

電子メール kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp